

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会  
運営要領

令和6年9月 日  
主査決定案

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会開催要綱（令和6年9月24日デジタル行財政改革会議事務局長決裁）第3項に基づき、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 主査は、連絡協議会の議事を掌握する。
- 2 連絡協議会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために必要に応じ主査代理を置くことができる。
- 3 主査代理は、構成員の中から主査が指名する。
- 4 主査代理は、主査不在の時、その職務を代行する。
- 5 連絡協議会は、原則、オンライン開催とする。
- 6 連絡協議会は、構成員からの自由闊達<sup>かつ</sup>な御意見を頂戴する場として開催するものであり、原則として、非公開とする。
- 7 議事内容の透明性を確保するため、資料及び議事要旨を内閣官房ウェブサイトに掲載する。
- 8 主査が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 9 この運営要領に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。